

令和9（2027）年度当初予算編成方針

〔 8（2026） . 10.13 〕
〔 栃 木 県 〕

1 本県の財政状況

本県の財政は、高齢化の進行等により医療福祉関係経費の増加が続くとともに、近年頻発する災害への対応や公共施設の長寿命化対策等のため、臨時財政対策債を除いた県債残高が増加している。また、令和8（2026）年度の財政運営については、中東情勢の影響等により県税収入の下振れが懸念されるなど予断を許さない状況であるとともに、前年度に引き続き給与関係経費の大幅増が見込まれるなど、大変厳しい状況にある。

さらに、令和8（2026）年2月に公表した中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費の増加等により、令和12（2030）年度までの各年度において120億円前後の財源不足が見込まれ、加えて、昨今の物価・賃金や金利の上昇により、財源不足が一層拡大する懸念もあることから、「栃木県行財政改革大綱2026～2030」（以下「行財政改革大綱」という。）に基づき、歳入の更なる充実・確保や、ゼロベースの視点に立った歳出の見直しに総力を挙げて取り組む必要がある。

2 国の動向

国では、令和9（2027）年度予算について、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針」という。）等を踏まえ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施するため、通常歳出とは別に『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、要求上限を設けず、事項のみの要求も受け付けるとともに、補正予算依存の財政運営から脱却するため、恒常的な施策などの重要政策について当初予算に計上する方針を示している。

加えて、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の大胆な重点化を進めるほか、補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査することとしている。

また、地方財政については、骨太の方針において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和8（2026）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、経済・物価動向等を的確に反映することとしている。

3 予算編成方針

(1) 令和 9（2027）年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支の仮試算等を基に、令和 9（2027）年度の財政収支見込みを試算したところ、歳入では、県税や地方消費税清算金の伸びが期待できるほか、地方交付税も増額が見込まれるものの、歳出では、給与関係経費や医療福祉関係経費、公債費等の義務的経費に加え、高校再編整備等の大規模建設事業関連経費が増加することなどにより、全体では令和 8（2026）年度当初予算の財政収支以上に悪化し、約 113 億円の財源不足額が見込まれる。

(2) 令和 9（2027）年度当初予算編成方針

令和 9（2027）年度当初予算については、中長期的な視点に立った財政運営を基本にしつつ、行財政改革大綱に基づく取組を実行しながら、「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる重要施策の着実な推進を図るとともに、「人口減少・少子化の克服によるとちぎの未来創生」、「強い地域経済の構築」、「連携・協働・共創による輝くとちぎづくり」の 3 つの重点事項を積極的に展開するほか、国の動きや当面する緊要な課題についても的確に対応できるよう編成していく必要がある。

このため、編成に当たっては、政策性の高い事業や国の補正予算に呼応して実施してきた事業等について所要額要求とする一方、効果や必要性が低下した事業の廃止・縮小を徹底するとともに、各部局の主体的な判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを一層推進するほか、全庁を挙げて多様な手法を通じた自主財源の充実に努めるなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを進め、必要な財源を確保していく。

また、国の予算編成状況等を十分に把握し、国庫補助金の積極的な活用に努めるとともに、地方財政対策の内容を適切に反映していく。